伊勢崎市公立保育所民営化計画

- 公立保育所の再編と公私保育所の役割分担の推進 -

平成 19 年5月

② 伊勢崎市市役所 保育課

■ 計画策定の背景について

伊勢崎市では安心して子どもを生み育てていける環境づくりのため、さまざまな子育て支援を進めています。その一環として、市内には公立保育所 11 ヶ所、私立保育所 33ヶ所の計 44ヶ所の保育所が設置されており 0歳の乳児から就学時前児童にいたる約 6000 人の児童の保育を支援しています。

本市は、全国でも数少ない人口が増加している元気のある地域であることや近年の女性就労の高まりを要因として保育所利用児童数は、平成17年までの過去8年で153%増加しています。そして、保育児童数の増加に伴い子どもにかかる費用である児童福祉費は延長保育や土曜保育など多様化する保育ニーズを充実させるため10年前に比べて約2倍になっています。

この利用者の増加傾向は、次世代育成行動計画(平成 17 年 4 月)によると今後も続くことが予想されています。

今後、ますます子育で支援に必要とされる予算、保育士等の人件費や保育所施設の老朽化進行に伴う施設維持管理費が増大する一方で三位一体改革により運営経費として国から補助されていた保育所運営費の国庫負担金が平成16年度から公立保育所のみ一般財源化されました。また、平成17年度には、延長保育事業費基本分についても公立保育所のみ一般財源化されています。

このような環境のもと、本市では限られた予算のなかで今後も増大する保育利用者や保育ニーズに対応していくため、公立と私立の役割分担を進め、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していくため、一部の公立保育所を民営化し市全体としての保育所運営の効率化を図る必要があります。

さらに、本市の公立保育所のほとんどが昭和40年代に建設された施設が多く、施設の建設とともに多くの保育士(職員)を採用したことから保育士構成にアンバランスが生じており、今後10年間で半数以上の保育士(職員)が退職する見込みです。現在、保育士(職員)の退職した部分を臨時保育士で補充していますが、すでに臨時保育士が過半数を占めています。保育士は保育児童の年齢、数に適合した国の配置基準によって配置され、この基準を満たさなければ子どもの受入れができないため、将来的な職員の退職動向・高齢化に合わせた公立保育所運営体制を再構築する必要もあります。

過去において、第八保育所、第六保育所を閉所し、第七保育所を第五保育所に 統合するなど保育所再編を行ってきましたが、今後、公立保育所の民営化を契機 として公立保育所の役割の見直しや、保育サービスの充実、維持そして市全体の 保育の質の向上を目指し、公立保育所を新たに再編成するための指針として本計 画を策定するものです。

■ 本計画の位置づけについて

本計画は、伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会(平成18年1月)からの提言報告に基づき、策定されるものであり、今後の民営化の基本的な指針(ガイドライン)及び民営化を実施するにあたっての実行基本計画となるものです。

■ 民営化の計画について

保育行政が大きな変革期をむかえているなかで、情勢の変化に柔軟に対応できるよう、平成19年から平成23年までの5ヵ年を1次計画とし、一次計画終了後に当計画を評価・検証し、必-要に応じて正規保育士の採用を考慮しつつ、第二次計画を策定していきます。

計画の実施により、将来を見据えた子育て支援のための必要な財源を確保するとともにその成果をさらなる総合的な子育て環境の充実ために還元していきます。

■ 民営化第一次計画について (計画期間 平成 19 年度~平成 23 年度)

第一次計画として、現在ある11ヶ所の公立保育所のうち、平成20年度に1ヶ所(iタワー花の森保育所)、平成21年度に2ヶ所(第五保育所、境すみれ保育所)、平成22年度に2ヶ所(第一保育所、境こばと保育所)、平成23年度に1ヶ所(あずま保育所)の計6保育所を段階的に民営化していくこととします。(指定管理者制度を導入しているiタワー花の森保育所は、平成19年度で指定管理期間が終了するため、平成20年度から民営化していきます。)

民営化対象保育所名	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
i タワー花の森保育所	準備	民営化			
第五保育所		引継期間	民営化		
境すみれ保育所		引継期間	民営化		
第一保育所			引継期間	民営化	
境こばと保育所			引継期間	民営化	
あずま保育所				引継期間	民営化

[※] 網掛けは民営化の実施時期であり、引継期間終了後の4月1日からとする。

■ 民営化第二次計画について

平成 24 年度までに市の将来的な保育需要の動向、第一次計画の評価を踏まえ策定していきます。

■ 民営化の方法(平成21年度移行の民営化対象園)について

1. 民営化の方法について

民営化については、保育所の設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民間移管」 により行います。

2. 移管先について

移管先については、原則、伊勢崎市もしくは近隣市町村で認可保育所を運営し、かつ、法人として相当の保育実績を有する社会福祉法人またはそれに準じるものとします。

3. 保育所用地について

保育所用地については、設置運営を移管した日から10年間無償貸与します。

4. 建物、備品及び工作物について

建物、備品及び工作物等については、移管法人へ無償譲渡するものとします。

5. 引継ぎ期間について

民営化に伴い、保育士が入れ替わるなど保育環境の変化が生じるため、在園児童や保護者の不安解消と円滑な移行のために移管先への引継期間は1年間とします。

6. 引継ぎ期間における支援事業について

引継ぎ期間では、民営化対象保育所・児童に対し、不安なく十分な引継ぎ が行われるよう市は支援事業を行います。

7. 民営化後において充実される保育サービス

土曜日の保育時間を12:30から17:00まで拡充し充実させていきます。 また、民間活力の導入の観点からアンケートなどで保護者からの強い要望事項(例えば遠足や完全給食など)はできる限り導入できるよう努めていきます。

■ 移管先の選定について

1. 移管先の選定にあたっては、公立保育所のよい面を継承していくことはもちろん、常に利用者の視点に立ち、かつ効率的で質の高いサービスを提供し、市の指定する事業の目標を達成できる事業者に委託するため、プロポーザル(企画立案)方式により選定します。

2. 移管先を選定する委員として保育専門家、税理士、市保育責任者(市の保育実態に詳しいもの)、民営化対象園での保護者代表等からなる「よりよい保育所選定委員会」(仮称)により選定していきます。

■ 民営化の進め方

1. 利用者との対話による進行について

民営化にあたっては児童の最善の利益を第一とし、移管先決定後に行政・保護者・移管先法人から構成する三者協議会を設置し、協議会の検討を踏まえ、より円滑な移行を進めていきます。

2. 保護者の選択意思の尊重について

平成19年 4 月現在において在園中に民間移管される園児については、卒園まで民間移管とならない公立保育所への転園希望をできる範囲で対応するよう配慮します。 在園児、保護者に対して、できる限り早期に情報提供を行うとともに、入所希望者に対しては、入所申し込み段階で将来の民営化スケジュールを開示し、保護者の選択意思を尊重します。

■ 民営化後のフォローについて

- 1. 民営化後には運営状況について第三者評価ないし苦情処理制度を導入します。
- 2. 市職員による相談業務などを行っていきます。

■ 今後の公立保育所における機能分担の推進について

今後の公立保育所のあり方(機能)として以下のことを目指していきます。

- 1. 外国籍児童が多いという伊勢崎市の保育行政の特徴を生かし、外国籍児童の保育の支援や特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進していきます。また、公立保育所に保育実態の情報収集やノウハウを蓄積していく機能・人材を集中し、その情報・ノウハウを全市にフィードバックさせるアンテナ的な機能を確立することにより、市全体の保育の質の向上に努めていきます。
- 2. 他関連機関との連携を重視した保育情報の交流機能、子育て支援のモデルのあり方を研究していきます。
- 3. 民間では採算面で運営が難しい地域での保育需要に対応します。